

平成19年度第2回情報公開運営審議会 議事録

1. 日 時……………平成20年2月13日（水）午後7時00分～8時05分
2. 会 場……………市役所3階庁議室
3. 出席委員……………川島岩治・島崎喜美子・嶋田節男（会長職務代理）・古瀬礼子・
松原きみ子・宮崎孝雄
欠席委員……………内田勝一
事務局……………石橋総務部長・藤巻総務課長・小嶋総務課長補佐・小原情報公開係長・
湯浅情報公開係主任
傍聴者……………なし

4. 会議内容

課長……………内田会長が欠席ですので、職務代理の嶋田委員に議事進行をお願いいたします。

嶋田委員……………では開会します。傍聴人はいらっしゃいますか。今はいませんね。

◆部長挨拶

◆議題1 情報公開制度の運用状況報告

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成19年9月～平成19年12月分）」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

係長……………9～12月の累計で、請求者25人。請求件数つまり実際に出された請求書の枚数は27枚、そのうち義務的請求が21件、任意的申出6件。所管課別の請求件数は28件、決定の内訳は、全部公開12件、部分公開14件、非公開1件、取下げ1件でした。請求が多かった所管は、財政課（決算統計など財政状況資料に関する請求）、児童課（保育園の補助金交付に関する請求）、企画政策課（西口再開発ビルの公益施設に関する請求）です。

～以下、配布資料の「3 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

係長……………No4の非公開理由を補足します。ア、イ、カの文書について「個人の自宅住所、氏名」などを非公開にしています。これは、陳情書に団体の会報がついていて会員の氏名・勤務先などが載っていたのですが、会報は会員にしか配っていないということで個人情報で非公開にしました。また、カの要望書に署名簿がついておりこの氏名等も非公開にしています。オ、カの文書で行政運営情報で非公開にした部分は交渉中のやり取り内容であり、それぞれの発言を公にすると地権者と近隣住民、関係当事者間の関係が悪化するおそれがあるため非公開にしました。

次にNo6ですが、請求された文書をひとつの保育園が市に未提出のため、文書不
存在になっています。

次にNo.15 ですが、事業者との接触がわかる書類というと、西口公益施設の事業内容等の検討に資するため、複数の事業運営会社から事業提案書を提出してもらっています。これらは当該事業者のノウハウ・企業秘密が記載されており、公にすることにより法人の競争上または事業運営上の利益が損なわれると認められるため、第6条第3号法人情報に該当します。また「事業提案書を提出した事業者名」は、指定管理者の選定を公平に行うため、公益施設運営検討会議でも公表していないとのことです。検討会議の委員の一部が指定管理者の選定委員になる予定のため、提案書をもった事業者名を公にすると、その業者が特に市に協力的であるような先入観を委員に与え、選定に影響を及ぼすおそれがあるため第6条第6号エの行政運営情報に該当し非公開としました。

次にNo.22 ですが、選挙運動用のポスター作成と自動車の経費について、公費負担に関する書類が請求されました。ポスター作成は印刷会社、自動車確保は運送会社や車のリース会社などに頼むことが多く、請求書に記載された会社名や振込金額は公開しています。ただし、選挙応援をしてくれる個人の方から車を借りたという候補者もいて、その場合は振込金額は公開ですが、車を貸した個人の氏名や住所は個人情報で非公開にしています。

次にNo.24 ですが、指定管理者制度検討会の報告書を部分公開しています。請求内容には該当するが非公開としたものに、No.15 と同じ理由で「事業者から出された事業提案書、事業者名」があります。

私からは以上です。

嶋田委員・・・ありがとうございました。それではご質問などありましたらお願いします。

なければ私から質問させていただきます。No.6 ですが、平成18年度の各認可保育所の決算書のうち、りんごっこ保育園は文書未提出のため不存在という決定になっていますね。情報公開の決定としてはそのとおりなのでしょうが、保育所事業の運営の在り方としてどうなのでしょう。公開請求は今年の9月に出されていて、18年度が終わって半年たっているわけです。決算書の提出義務は存在しないのですか。

係長・・・・・・提出義務は存在します。

嶋田委員・・・そうすると、義務違反をしているために情報公開請求権が執行出来ないという事案になります。このことは請求者に伝えられていますか。また、このあと市が未提出の園に行く行政指導とか、提出される見通しなどは請求者に説明されているのでしょうか。

係長・・・・・・未提出だということは伝えてあります。

保育所の運営には補助金がでていきますので、確か年度終了後90日以内に決算報告書をあげなければいけないのですが、提出が遅れた場合の罰則がないんです。補助

金は市だけでなく都からも出ていますので、まず都に決算報告書を出して内容がOKだったら市にも出すというのが通常の流れですが、りんごっこ保育園は都に提出したところ不備があつてやり直しを命じられたそうです。市も指導はしていますがその後も提出されないままで、平成20年1月にこの園に対する東京都の指導検査があつて、再度都が提出を促したという状況です。(事務局注：H20.2.25に児童課に確認したところ、さかのぼって複数年度の訂正が必要なため園で書類の訂正中でまだ提出されていないとのこと。)

嶋田委員・・・わかりました。

次にNo.15と24ですが、「事業提案書」は事業者のノウハウ等が書かれているので法人情報で公開できないというのはわかります。しかし、「事業提案書を出した業者の名前」も出せないというのは、企業に勤めていた者としては非常に疑問に感じます。品質や価格などと同様に、提案力も事業者選定の上で大きな判断材料だろうと思うんです。この非公開理由の記述には「提案書を提出したか否かで行政に協力的であるような先入観を委員に与え、選定に影響を及ぼす」とあるのですが、行政に協力的であるというのは選定の大きな要素ではないのでしょうか。物品購入とは違い、こういった事業は提案力が選定の重要な要素になります。ですから提案書自体はノウハウが入っているから非公開なのはわかりますが、事業者の名前は本当に条例第6条6号の非公開情報にあたるのでしょうか。プロポーザル(事務局注：契約先を選定するために複数の事業者から事業提案書を提出してもらい、そのプロジェクトに最も適した創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選ぶ方式のこと)に参加した業者名は公開すべきでないでしょうか。

係長・・・・・・この事業提案書は、プロポーザルによる事業者選定の際に提出されたものではありません。プロポーザルに至る前に、そもそも公益施設の内容はどのようなものがふさわしいか公益施設運営検討会議(事務局注：地元の自治会等の市民団体と公募市民、市職員がメンバー)というところで話合っていました。この会議での検討資料にするために複数の事業者に頼んで提出してもらったものです。この会議で公益施設のあるべき運営形態を検討後、それを満たす運営ができる事業者を、先に提案書を出した7社以外も含めて公募して、プロポーザル方式により指定管理者を選定します。検討会議委員の一部は、指定管理者の選定委員にもなっています。

嶋田委員・・・今の話だと最初に提出した7社は公募ではなくて、その後の選定段階になって公募と云う進め方をしているのですか。

係長・・・・・・7社には公募でなく任意に出してもらっています。選定のときは、こういう条件で運営できる事業者は提案してほしいと一般に公募します。この7社も応募するでしょうし他にも応募する事業者があるでしょう。選定の前に7社の事業者名を公開すると、7社は検討会議にも提案書を出して市に協力的だというような評価を与

えてしまい、7社以外の事業者にとって不公平になるおそれがあると思います。

嶋田委員・・・わかりました。運用状況の非公開理由の記述では、事業提案書が任意時のものか公募時のものか読み取れないのでこういう疑問を持ちました。

川島委員・・・市の非公開理由の記述は少しポイントを外している気がしますね。請求者は何を求めているのか。「事業者との接触を示す書類一切」という文章ではわかりづらいですが、市は請求された公文書は何だと特定したのか。そこがはっきりしていないので、そのうち何を公開して何を非公開にしたのかわかりづらく違和感を感じるのではないのでしょうか。

主任・・・・・・請求を窓口で受けたのは私ですが、請求者は複数の業者から事業の提案書が出ているというのをどこかから聞いていて、提案書があればどの業者が事前に市に接触しているかわかるのでそれを公開して欲しい、ただ、それ以外にも自分の知らない接触を示す書類があるかもしれないので書類一切とすると書いて書いたものです。

川島委員・・・自発的に提出した業者の提案書は非公開だと思います。ただ、その業者と市の企画政策課がどういう接触をしたという議事録はあるのかないのか。それが公文書になるのではないのでしょうか。

主任・・・・・・企画政策課からはそういった議事録はなく、接触を示すものとしては提案書しかないと聞いています。

川島委員・・・議事録がないのなら職員の作成した公文書は不存在ですよ。そうすると「市が取得したものに事業提案書があるがこれは非公開、このほかに市が作成した議事録などの公文書はない」というのではっきりするんじゃないですか。

嶋田委員・・・そうですね、「公益施設の計画をたてるための勉強会・検討会に任意に提出された事業提案書は法人情報で非公開、また、勉強会・検討会の議事録は作成が義務付けられておらず未作成のため不存在」という非公開理由の方が論旨がすっきりすると思います。

主任・・・・・・公益施設運営検討会議の議事録は作成されていてホームページでも公表されていました。ただ、議事録のなかに7社の名前は出ておらず、「事業者との接触を示す書類」という請求の対象には該当しませんでした。

川島委員・・・議事録に限らず、職員が職務上作成した文書で、請求の対象になるものは存在したのかどうか。

嶋田委員・・・情報公開制度の運用において非公開決定というのはきわめて重大な事案になりますから、非公開理由の透明性を高めてわかりやすく表現していただきたい。

主任・・・・・・19年度分をまとめて運用状況報告書を作るときには、この非公開理由の記述を直して、請求に該当する公文書が事業提案書しかないということを書き、その上で、では提案書はどういう理由で非公開なのかを書くように改めます。

嶋田委員・・・ではそれで皆さんよろしいのでしょうか。

全員・・・・・・・・了解です。

主任・・・・・・・・参考までに公益施設の指定管理者公募について、現在までの経過を説明します。

2月初旬に政策室次長に確認したところ、昨年12/6に、公益施設を運営する指定管理者を公募します、こういう業者を求めていますという事業者向け説明会を開きました。その説明会を聞いてやりたいという会社は応募してくださいということで1/7～1/17に応募書類の受付、1/29、30に応募業者が運営計画の提案を発表するプレゼンテーション(事務局注:指定管理者選定委員が各業者のプレゼンテーションを審査した)がありました。2/12以降に指定管理者となる事業者を決定し公表される予定ですが、現在のところ決定していないようで公表されていません。

嶋田委員・・・・あとはよろしいでしょうか。なければこれで運用状況の質疑を終わります。続きまして、前回の審議会であがった疑問点「土地の賃貸借料の公開に関する考え方」について、事務局からお願いします。

◆議題2 土地の賃貸借料の公開に関する考え方

主任・・・・・・・・前回の議事録6ページ目一番下をご覧ください。「賃貸借料の公開請求は他市でもあると思いますので調べて報告します」となっている件です。前回の運用状況報告で、美住ゲートボール場と金山なかよし広場について、どちらも個人の土地所有者から市が土地を借りている。この賃貸借契約書の公開請求が出て、賃貸借料の金額は個人情報なので非公開決定しました。この報告をした際に、個人といっても反復・継続して市に土地を貸しているのであればそれは事業であり、個人情報ではないのではないか。法人情報と考えると、公開すると法人に不利益を与えるおそれがあるもののみ非公開になるが、賃貸借料の公開が不利益とは考えられないので公開ではないかという議論がありました。

これから報告するのは他県の答申です。A3の資料1枚と、神奈川県と長野県の答申をお配りしていますのでご覧ください。まず神奈川県情報公開審査会の例ですが、駐在所用地に関する賃貸借契約書について、実施機関は、賃貸借契約金額は個人情報に該当し、個人情報から除かれるただし書アからエのいずれにも該当しないため非公開の決定をしました。この決定に請求者が不服申立てをし、答申が出されたのですが、答申要旨は以下のとおりです。

賃貸借契約金額を実施機関が非公開としたことは妥当である。所有者の氏名が公開されていることから、賃貸借契約金額は所有者の個人に関する情報(条例第5条第1号本文)に該当する。また、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断するため。

若干、条例の文章が当市と違いますので、資料に条文を記載してあります。つまり考え方としては、「反復・継続して賃貸借していればそれは事業なのではないか」と

いうところには踏み込んでおらず、条例上個人情報から除かれるただし書アからエのいずれにも該当しないため非公開が妥当であるという判断にとどまっています。

もうひとつは長野県情報公開審査会の答申です。実施機関の説明要旨は「土地賃貸借契約書には、補償対象地の字、地番、賃貸借単価、金額、住所、相手方住所、氏名、印影が記載されている。補償契約書全体が契約の相手方個人の資産に関する個人情報を構成していることから、補償契約書記載の金額は条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し、特定個人を識別できるため非公開とする。」というものです。これに対し答申要旨は以下のとおり。

大仏ダムのコア倉庫に係る土地賃貸借契約書に記載された「賃貸借対象地の字、地番、賃料は公開すべきである。しかし、その余の部分（賃貸人の氏名、住所、印）は条例第7条第2号の個人に関する情報であり、同号ただし書きアからウのいずれにも該当しないため、実施機関が非公開としたことは妥当である。

・賃貸人の氏名、住所、印影について

賃貸人が土地登記簿に記載された土地所有者とは限らないこと、県による登記簿への賃貸借設定の登記がなされておらず、登記簿を閲覧しても賃貸人の氏名等の情報は確認できないことから、これらは第2号ただし書きア「公にすることが予定されている情報」には該当せず、ただし書きイ、ウのいずれにも該当しないため。

・賃料について

賃料は特定個人を識別することはできないが、賃貸人の氏名等の情報と一体となることによって、特定個人に支払われた金額が明らかになるものであり、個人の財産状況に関する情報として、個人の権利利益を害するおそれのある情報と認められる。しかしながら、賃貸人の氏名等が非公開であるため、賃料を明らかにしても個人の権利利益を害するおそれはないものと認められる。よって賃料は公開すべきである。

実施機関が非公開にしたもののうち、賃貸人の氏名・住所・印は非公開のままでよいが、賃料は公開しなさいという答申です。どうして賃料は公開してよいのかというと、通常は土地所有者が市と賃貸借契約を結ぶことが多く、土地所有者の住所・氏名は登記簿から見られますから当然公開になり、賃料はその特定個人の財産状況に関する情報になるので公開できません。しかしこのケースでは土地所有者ではなく、該当の土地に何らかの権利を持っている者が市と賃貸借契約を結んでいるようです。そうするとその人の氏名等は登記簿に載りませんから、氏名等は個人情報になり公開できない。賃貸人の氏名等が非公開であれば、賃料を明らかにしても特定個人の権利利益を害するおそれはないから賃料は公開すべきで

あるという考え方です。

「賃料が個人情報にあたる」という考え方は神奈川県と同じでした。このほかに最高裁判所の判例を探しましたがありませんでした。

今のところは、個人の土地賃貸についてこれが仕事かどうかというところまでは判断しないで、個人情報にあたるという考え方が一般的であるようです。

川島委員・・・神奈川県の答申ですが、神奈川県の条例第5条第1号をみると、(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)となっているでしょう。この点について判断していないんですね。個人情報にあたるいいながら、この括弧書きの情報にあたるかどうかを判断していないのは残念ですね。それから長野県の方ですが、賃料を公開するといっても、賃料はその賃貸借物件を特定してこそ意味があるんです。物件を特定しないで賃料を公開しても意味があるのでしょうか。

主任・・・・・・長野県の方は対象地の字や地番を非公開にしているんですが、実際は請求者はその物件(コア倉庫)がどこにあるか、ゼンリンの地図等で当然わかっていることだと思います。

川島委員・・・・・・わかっているでしょうね。

2件とも、個人の賃貸借が事業であるかどうかの判断がないというのが残念です。判断が難しい面もありますが、両県の条例とも(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)という文言があるのですからそこを判断してほしい。

主任・・・・・・神奈川の審査会会長の堀部さんは情報公開法や個人情報保護法が作られたときに国の専門部会等のメンバーとして尽力された方で、この分野の第一人者ですが、事業かどうかには触れていないですね。

川島委員・・・・・・この件は、今後運用面でどういう風に積み上げていくかですね。

嶋田委員・・・・・・では、事務局からの報告はこれでよろしいでしょうか。他に何かありますか。なければ本日はこれもちまして終了とします。

～閉 会～